

第 9 回持続可能な調達ワーキンググループ

議事録

■日 時：2023 年 6 月 19 日（月）15 時 30 分～18 時 00 分

■場 所：ウェブ会議システムによるオンライン開催

■出席委員：（五十音順・敬称略）

委員長：加賀谷哲之

委 員：有川真理子、井尻雅之、岡本圭司、門田隆司、崎田裕子、高橋大祐、富田秀実、
山田美和

■議 題：

・持続可能性に配慮した調達コード改定案（農・畜・水産物、パーム油個別基準追加等）について

加賀谷委員長 議事に入りたいと思います。まず 1 つ目の議事の持続可能性に配慮した調達コードの改定案についてです。調達コードの改定案については、まずは前回とりまとめた案を基に事務局で意見募集をしましたので、この結果の報告をしていただきます。次に、前回保留とさせていただいたパーム油の推奨基準について、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課の渡邊課長から政府としての考え方をご説明いただき、その後、事務局から調達コード案について説明いただきます。それでは事務局からお願いします。

事務局 博覧会協会の黒川です。それでは、まず資料 9-2 の持続可能性に配慮した調達コードの意見募集の結果と対応案についてご説明させていただきます。意見募集は、今年 3 月 15 日から 4 月 14 日まで 1 ヶ月間行ってまいりました。周知としては、協会のホームページで公開するとともに、協会の Twitter・Facebook でも発信し、また、これまで個別に意見交換させていただいた方々にはメール等で周知させていただきました。意見募集の範囲は、今回の改定内容、つまり具体的には農・畜・水産物、パーム油の個別基準の追加、および共通基準の一部改定についてです。意見書の提出数が 50 者、内容としては 95 件ございました。

それでは、主な意見等と対応案についてご説明させていただきます。なお、類似の意見につきましては、代表的なものを記載させていただいており、括弧の中は合計の件数を記載しております。

まず、農産物に関する意見等でございます。番号 1 番は、外国人と移住労働者についてです。政府において特定技能制度のあり方に関する有識者会議が設置され、見直しに着手されているということで、その見直しにおいて調達基準の考え方と相違がある場合、実態に即して速やかに修正を行うべきというご意見をいただきました。こちらにつきましては、議論の結果を踏まえて今後検討したいと考えております。続いて 2 番でございます。万博において調達が必要な量は大量であり、質・量ともに基準を満たす農産物を調達する上では、GAP 農産物では到底賄うことができず、都道府県が定める第三者確認制度を再構築して、確保する対策が不可欠であるということ、また、万博を GAP、さらには HACCP を普及させる重要なターニングポイントと位置付けて国や自治体が普及支援策を講じて関係省庁が連携して打ち出すべきで、その 1 つとして「GAP パートナー」の拡大などのアクションを求める、という内容でございました。調達基準を満たした農産物が十分に供給されるよう、関係者と連携を進めてまいりたいと考えております。

次に、畜産物に関する意見等です。本日は時間の関係もあるため、いくつかいつまでご説明させていただきます。4 番から 6 番でございますが、アニマルウェルフェアの考えに対応した OIE 基準に照らして適切な措置が講じられていることでは不十分というご意見です。これまでのワーキンググループで議論がありましたように、アニマルウェルフェアについては国際的な様々な考えがあり、地域等によっても異なると承知しております。その上で、150 以上の国・地域が参加する大阪・関西万博における調達基準は、180 以上の国・地域が加盟する OIE の国際基準が適切と考えております。なお、推奨基準につきましては、今後協会が国際動向を踏まえたアニマルウェル

フェアに関する認証を含めることとしており、今後検討していくこととしております。続いて 7 番でございます。以下の畜産物を優先調達することを要望するというご提案をいくつかいただいております。ご意見を踏まえて、「持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉認証を取得」、また「循環型有畜複合生産農場で生産される畜産物」につきましては、持続的な畜産物生産に資する取組を実践し、生産された畜産物として考え得るため、推奨基準に追加させていただきます。また、今回推奨するものが増えたこともございますので、31 ページの 28 行目～33 行目に今まで個別のものを並べていましたが、それをまとめて「持続的な畜産物生産に取組む酪農・畜産農家が生産した畜産物を最大限調達することが推奨される。」に修正し、注記に具体的な内容を記載することとさせていただきたいと思っております。その他のものにつきましては、資料に記載の通り、追加することは難しいと考えております。数値目標については、客観的なデータに基づいた数値を出すことは難しいと考えており、こちらを採用することは控えさせていただきます。続きまして 8 番は、「博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証を受けて生産される畜産物も推奨される」とあるが、具対的な認証基準が示されていないため、当事者は当惑しかならず、協会が認める認証の明示を求めるというご意見でございます。協会が認めるものについては、頂戴したご意見も踏まえて検討し、当協会のホームページで公表したいと考えております。続いて 9 番でございます。「博覧会協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証を受けて生産された畜産物も推奨される」について、「認証」ではなく「認証等」に変更を要望するというご意見でございます。対応といたしましては、協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証については幅広く申請をいただいた上で検討を行っていきたくと考えており、ご意見を踏まえ「認証等」に修正させていただきます。続いて 10 番から 12 番です。10 番は、平飼い卵やケージフリーの肉・乳を用いた食事メニューを一部でも採用していただきたい。11 番は、アニマルウェルフェアの普及についての要望。12 番は、海外及び日本のアニマルウェルフェア動向の調査データの公開の場を設定することという要望をいただいております。ご意見につきましては、今後の運営の参考にさせていただきたいと考えております。続いて 13 番は、何度も動物愛護団体と意見交換することをお願いしたいというご要望でございます。これまで我々は関係団体等と意見交換を行っておりますが、今後も実施させていただきたいと考えております。

続きまして、水産物に関する意見でございます。15 番は、活き締め処理を廃止とし、生物としての苦痛を最大限避けた処理を項目に追加いただきたいというご意見でございます。魚を漁獲後に締める作業は様々ございまして、これらは鮮度を保ち、多種多様な形態で魚を提供するのに必要な処理と考えております。また、OIE の中にも記載されているところでございます。続きまして 16 番、17 番でございます。16 番では、現在の調達基準では絶滅危惧種や IUU 漁業リスクの高い水産物の調達及び提供が可能な状況になっており、絶滅危惧種が持続可能な水産物と誤った説明のもとに提供されることがないよう改善が必要であること、水産流通適正化法につきましては、その対象魚種を増やすこと等のご要望をいただいております。ご意見いただきました内容につきましては、政策的なご提案として関係省庁にお伝えをさせていただきたいと思っております。なお、IUU 漁業につきましては、既に策定済の調達コードにも記載し、求めているところでございます。また、絶滅危惧種につきましても記載したものの以外は使用できないものとしております。続いて 20 番は、MEL に関する記載のご意見でございます。MEL は、承認対象の新規格はバージョン 2、それ以前の旧規格はバージョン 1 として区別をしていたところですが、2021 年 1 月末にバージョン 1 が失効しており、現在バージョン 2 しかないため、バージョン 2 との文言を削除していただきたいというご意見でございます。ご意見を踏まえて修正させていただきたいと考えております。続きまして、5 ページの 21 番、個別基準全般に関する意見でございます。22 番、具体的な数値目標を明確に示した方がよいという意見でございます。こちら、ワーキンググループでも既にご意見いただいた内容でございます。事業者や物品等で調達実態が異なるため、客観的なデータに基づいた数値目標を出すことは難しいと考えているところでございます。その他、24 番以降は今回の意見募集の対象外となりますが、今後の調達コードの改定・運用にあたって参考とさせていただきたいと考えております。資料 9-2 の説明は以上でございます。

次に、前回の調達ワーキンググループで保留となっておりますパーム油の推奨基準の扱いに関してです。当初の事務局案では、パーム油の推奨基準として RSPO の SG・IP を記載しておりました。これについて段取りが悪く

恐縮ですが、前回ワーキンググループの開催前に農林水産省から推奨基準として載せるべきではないというご意見をいただき、保留とさせていただいておりました。万博は国が推進する事業でございますので、改めて当該部分について国の方針も確認しつつ、協会内で検討してまいりました。そこで本日は、まず農林水産省新事業・食品産業部食品製造課の渡邊課長からパーム油に関する国の政策や考え方について説明いただきまして、その後事務局から方針案を示したいと考えております。それでは、渡邊課長様、資料 9-3 のご説明をお願いいたします。

農林水産省 農林水産省の渡邊でございます。それでは、資料 9-3 につきましてご説明をさせていただきます。パーム油の調達コードに関する当省の考え方ということでございます。まず、1 番をご覧くださいと思います。当省の基本的考え方でございますけれども、調達基準の検討にあたって、認証の水準は当然重要でございますが、その水準のみならず様々な要素を総合的に勘案いただきたいと考えているところでございます。2 番以下で、少し具体的な項目を整理させていただきます。まず 2 番でございます。持続可能な開発目標との関係ということで、皆様ご案内のとおり、SDGs は気候変動に加えて、貧困、健康・福祉など 17 の目標からなる非常に広範なものでございまして、日本の重要な友好国であるインドネシア、マレーシアとの関係でも、小規模農業者も含めた地域全体の底上げと、バランスの取れた持続的成長を促す観点も非常に重要ではないかと考えているところでございます。次に、それに関連して 3 番のところで、我が国における官民の取組についてご紹介させていただきます。まずは、当省では、令和 3 年 5 月にみどりの食料システム戦略を決定いたしました。非常に広範な内容を含むものではございますが、その中で、食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指すところとされているところでございます。こうした中で、民間におきましても認証油の調達のみならず、小規模農業者の底上げなど様々な取組が行われている中で、当省でもこうした民間の皆様の取組を踏まえ、本年 3 月に、ここでも記載させていただきましたが、関係業界と連携して認証油の調達や、小規模農業者の底上げ等の取組を整理いたしまして、シンポジウムを開催して皆様にご紹介するといった取組を行って、優良事例の横展開などを図ってきたところでございます。今後もこのような持続性のある調達を引き続き促していきたいと考えているところでございます。

次に、4 番でございます。東京 2020 大会での調達コードとの関係についても触れさせていただきました。東京 2020 大会では、これまでの趣旨も踏まえ、RSPO と並ぶ形で ISPO と MSPO が国際的行事の調達基準として、初めて位置付けられました。両国との関係でも重要なレガシーになっているということで、こうしたことも踏まえていただく必要があるのではないかと考えてございます。また、2 つ目の「○」でございますが、東京 2020 大会では、これらの認証基準はあくまで推奨扱いでございましたが、今回の調達コード案では、揚げ油、石鹸・洗剤製品につきましては、義務付け扱いになってございまして、持続性の配慮という観点ではさらに前進したということではないかと考えているところでございます。5 番では、その他いくつかの要素を整理させていただきましたけれども、こちらに関しては、まず現在、国におきましては食料の安全保障の強化が重要な政策課題となっているところでございます。その中で、例えば我が国におきまして自給・生産が難しい食料資源、その中にはパーム油も含まれていると考えておりますが、そうした食料資源の安定的な輸入の確保や、農林水産物・食品の輸出拡大といったことが重要な取組として位置付けられているところでございます。こうした中で、インドネシアとマレーシアは、その重要な生産国でもございます。また、輸出という観点から言うと、我が国の重要な市場ということでもございまして、両国との友好関係は非常に重要だと考えているところでございます。また、それ以外にも、油脂原料・食用油に関する欧米との産業構造の違いですとか、現下の食料品等の価格高騰抑制対策が講じられていることとの関係も留意が必要ではないかと考えているところでございます。以上のとおりでございますが、特にインドネシア、マレーシアとの取組に関しましては、まず MSPO につきましては、2022 年に大幅に取組が強化されたということがございました。また、ISPO につきましては、2025 年が次の見直しが見込まれている年ということでございます。着実に取組が進んできているのではないかと考えているところでございまして、今後ともこうした取組を促していくという観点から、3 つの認証に差がつかないようにしていただくことが必要ではないかと考えております。繰り返しになりますが、我々も業界

団体とも連携をして両国の取組をしっかりと促してまいりたいと考えているところでございます。以上、当省の考え方を説明させていただきました。どうもありがとうございました。

事務局 渡邊課長、ありがとうございました。事務局といたしましては、今ご説明頂きました国の政策も踏まえ、パーム油の推奨基準は次の理由から作らないこととしたいと考えております。まず、パーム油に関しては、生産現場において森林開発や労働に係る課題が指摘されており、国内外での関心も高まってきていると認識しています。また、パーム油はインドネシアとマレーシアが主な生産国であり、小規模農園での生産が4割程度あると聞いております。パーム油の認証につきましては、これまでのワーキンググループのヒアリングでも説明がありましたように、RSPOについては、その長所も取り上げられているところではあります。RSPO認証の取得は、費用面での負担感から大規模な農園企業が中心となっており、小規模農家の認証取得率の向上が課題とも言われています。他方、ISPOはインドネシアの、MSPOはマレーシアの国の認証として、環境面だけでなく社会・経済の発展と包摂性も考慮する責任があり、インドネシア政府、マレーシア政府が自国の小規模農家に対し予算措置を講じてISPOとMSPOの取得を支援し、それぞれ自国で生産されるパーム油全量を認証していくことで、信頼性の高い持続可能なパーム油を世界に供給するとともに、貧困削減と農村の生活向上につなげることを目指しています。このように、3つの認証は性質等が異なっております。事務局としては、こうしたISPO、MSPO、RSPOのそれぞれの優れた取組を後押ししたいと考えておまして、調達コードとしてこの考え方を伝えるためにどのような基準が良いか再検討したところ、3つの認証を区分しない、つまり、一部の認証のみ推奨する基準は設けないことが良いのではないかと判断しました。

続きまして、資料9-2、9-3を踏まえて作成しました資料9-4調達コード改定案を、簡単にご説明申し上げます。資料9-4の調達コード改定案では、意見募集結果への対応案に基づいた修正を行った他、前回ワーキンググループでのご意見を踏まえ、パーム油の個別基準の注記に、IP、SG、MBの各グレードがどのようなものか分かるように追記し、表記などについても修正しました。これらの修正がわかるように、意見募集時点の案から見え消しで記載しております。また、参考資料9-2は、見え消しのない修正反映版となっており、参考資料9-3は、東京2020大会からサステナビリティに関して更に進化させた主な点をまとめておりますが、説明は割愛させていただきます。最後に、今後のスケジュールとしましては、本日のワーキンググループで改定案をとりまとめいただき、7月開催予定の有識者委員会で報告した後、協会内手続きを踏みまして、7月中に公表したいと考えております。調達コードの改定案に関する説明は、以上でございます。

加賀谷委員長 それでは、調達コード改定案、資料9-2、9-3に関する説明に対して、委員の皆様からまとめて質疑やご意見をお受けしたいと思っております。ご質問のある方は挙手ボタンをお願いいたします。発言の際にはカメラのオン、終わりましたらカメラのオフをお願いいたします。では、高橋委員、お願いできますでしょうか。

高橋委員 弁護士の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。質問ですが、このパーム油の調達基準の最新版ということでは、資料9-4を見れば良いという理解でよろしいでしょうか。

事務局 その通りでございます。

高橋委員 第2版ということですね。この内容について、元々の意見募集の際の案とどの点が変わったのか、もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

事務局 ご質問ありがとうございます。資料9-4で赤字に変えさせていただいているところでございます。意見募集の結果を受けて変えているところは3点でございます。個別に申し上げますと、畜産物の推奨基準の記載を追加し、若干変更しました。また、同じく畜産物のところで、アニマルウェルフェアに関する認証の箇所、協会が認めるアニマルウェルフェアに関する認証と書いていたものを、「認証等」に変更しました。水産物のところにつきましては、MELの括弧の中にVer2.0という記載を入れていたのを削除いたしました。それから、パーム油の基準のところ、IP、SG、MBの説明の注記を入れさせていただきました。その他は、若干表記の修正などを行いました。以上でございます。

高橋委員 ありがとうございます。1点だけ、今のお話を踏まえて加賀谷委員長、コメントさせていただいてよろしいでしょうか。

加賀谷委員長 はい。

高橋委員 ありがとうございます。よくわかりました。そういうことでは、パーム油の認証基準が、今回の農水省さんのご意見を踏まえて何か大きく変わったというよりは、元々の段階でご調整されていたという趣旨ですね。それを踏まえて、ご報告をさせていただきます。もちろん RSPO、ISPO、MSPO について、色々な考え方があり、多分他の委員の先生方も色々なご意見をお持ちだということは理解しておりますが、認証がどうであるかということに関わらず、私自身はこの元々の調整については非常に大反対という訳ではなく、むしろこの基準で書いてある部分を今後運用にあたってしっかりご確認いただきたいと思っています。このいずれの認証基準であったとしても、別紙に書いてある 4 条件をしっかりと確認をした上で活用するということが前提となっており、4 条件の中には環境や人権に関する様々な要素が書いてあると思います。その確認をどのような形で博覧会協会としてモニタリングを行っていくのか、さらに何らかの苦情申し立てがあった場合に対応していくのか、ぜひご検討いただきたいと思います。また、サプライヤーやパビリオンの運営事業者の方々にご説明をする際に、どのような確認をしていくのが適切なのかということに関して、皆様や様々な業界団体でのプラクティスなども踏まえて共有していただくことをぜひ期待したいと思っております。よろしく申し上げます。

加賀谷委員長 事務局、よろしいですかね。

事務局 はい、ありがとうございます。運用につきまして、今後検討したいと思います。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。では有川委員、お願いできますか。

有川委員 はい。共有ありがとうございます。畜産物・水産物、パーム油に関してこれまで共有いただいた情報に対してコメント・質問させていただければと思います。

まず畜産物のところで、資料 9-2、パブコメの意見をまとめていただいたものです。アニマルウェルフェアに関するコメントを沢山いただいたと思います。その中の意見 4 番、OIE の規約に関して翻訳を付けた方がいいのではないのかというコメントをくださっている方がおられるのですが、この点、ぜひされた方がいいと思いました。私も気になってもう一度ウェブサイトを見ましたが、今翻訳されているのかもしれませんが、リンクが英語のサイトに飛びます。テクニカルで難しい内容で、日本語で読んでも結構難しいと思いますので、コードの中に OIE 基準を読んでください、参照してください、と書いてあるだけだと、結局そのサプライヤー・事業者さんは英語を見なくてはいけないということになってしまうため、翻訳は必須ではないかと思いました。それから意見 8 番です。具体的な認証の表記が重要ということを書いておられるのですが、これは先ほど、されるとおっしゃっていたので飛ばしたいと思います。ここからは意見になりますが、今回パブコメを踏まえて推奨基準、推奨する認証をまた増やされるということで、それはそれですごくいいことだと思うのですが、やはりこれまでヒアリングも色々な情報共有も議論もありましたが、私としてはやはり世界的なレベルに合わせてもう少し明確な基準を出せなかったのかなという印象を持ちます。万博のコードはその調達方針を示すという役割は当然あるのですが、それ以外に、やはり現状を引き上げるという重要な役割があるのではないかと思います。その意味では、国内の事情に合わせてしまって、国内の企業ですとか、消費者も含めてその高きにリードする機会を失ってしまうのかなと思います。これはヒアリングの時にアニマルライツセンターの岡田さんもおっしゃっていましたが、本当に日本のサステナビリティはこんな風に頑張っていてすごいのだと示す貴重な機会だとも思うのですが、その機会も失ってしまうことになると、私個人としては残念に思います。特にこのパブコメの中にも、この点は明記すべきであると沢山の意見をいただいていると思うのですが、採卵鶏に関しては、世界的にもケージフリーでいくことが進んでいまして、EU ですと 2027 年、万博がちょうど終わって 2 年後にはケージ飼いが禁止されるということですし、アジアの国々もどんどん追いついていくと聞きますので、そういった状況に乗り遅れないようにすることが重要だと思います。その意味では、参考意見となりますが、意見 12 番で、海外および日本のアニマルウェルフェアの動向調査データ・研究の公開の場の設定をしてはどうかというご意見をくださっている方がおられます。万博の企画としてこのような内容をどういうふうに入れることができるのか、難しいのかは、わからない

のですが、アニマルウェルフェアの問題というのは、動物だけの問題ではなく、気候変動、食の安定確保、健康、様々な問題に関わっていく話だと思しますので、これでおしまいにするのではなく科学的な情報や、飼育の技術等にも基づいて、もっと客観的・合理的に判断していくことが重要ではないかと思いました。

水産物ですと、16 番目のコメントです。沢山コメントをいただいている方かと思いますが、私も結局コードとしては現行法など、現在取り組まれている取組を基にコードを作っているという建て付けになっていると思うのですが、やはりそれだけでは残念ながらカバーしきれない問題があることを具体的に指摘されている貴重な意見だと思います。ここにも書かれている水産流通適正化法もまだできたばかりで発展途上ですので、対象業者も少ないですし、そうすると溢れてしまうところをどのようにカバーするのか、非常に大きな宿題として残ったのではないかと思います。前回議論しましたが、特に絶滅危惧種の部分で、うなぎのように絶滅が危惧されているような生き物に関しては特にここをどうするのか、どうカバーするのかというところは、今後運用の段階でしっかりと情報共有、情報公開していくことが重要だと思います。その意味では、17 番目のご意見で、漁獲証明が添付されて IUU 漁業由来ではないことが証明されているものとするというところで、漁獲証明があるから人権配慮されているところのカバーは難しいと思いますが、最低限違法ではないというところをカバーするという意味では、1 つの手法かと思いました。あとは 18 番目で、回答としては考慮しますと書かれていましたが、私も改めて 18 番目の意見を読んで、そうだなと思いました。何が想定されていたのかは思い出せないのですが、確かにと思いましたので、これは検討した方がいいのではないかと思います。あとは 19 番目で、パーム油も同じだと思いますが、別紙を確認するという内容で、何を持っただけでどのように確認するかという点を整理しておくことが必要ではないかだと思います。確認方法も確立しておかないと、結果的には担保しているつもりで担保できていなかった、それがひいては協会のリスクになりうると思いました。

最後、パーム油のところです。質問が 2 つあります。パーム油の調達基準 3 の (1) に、「別紙内容を確認した上で」と記載がありますが、念のため確認で、これは事業者さんが確認し、それをさらに万博協会が確認するということでしょうか。もう 1 つ、3 の (2) で流通の各段階で受け渡しが正しく行われているかどうかについて確認するのは事業者さんなのでしょうか。確認いただければと思います。その上で、私個人としては、やはり ISPO、MSPO は 2 の①から④を担保しているとなかなか言い難いのではないかと思います。先ほど渡邊課長から MSPO の方は 2022 年に見直しがあったというお話がありましたが、もしそうであれば、このように進展していますという情報共有などがあってもいいのかなと思います。いずれにしても発展段階の認証なので、これを 2 の①から④を担保できるツールとしてお勧めするのは、かなり厳しい状況ではないかと思います。先ほどの 2 点をなぜ質問させていただいたかという、認証制度であっても、こういった確認をするのはかなり大変で、時々 RSPO でもこういう問題があったというニュースが出たりしています。これを個人の事業者さんが確認、担保するというのは、かなり難しいのではないかと思います。その点、どのようにお考えなのかということも聞かせていただければと思います。その上で、先ほどの水産の 19 番目で指摘してくださっている方がおられますように、パーム油についても、確認する内容が客観性であるとか、科学に基づいているといった、確認の方法も確立の上、共有・公開すべきではないかと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。事務局から、質問いただいた点に特に答えいただく形がよろしいでしょうか。

事務局 はい。ご質問、ご意見ありがとうございます。まず、ご質問のパーム油の別紙確認のところでございます。

事業者の方で確認いただくということで定めているところでございます。どのような確認をするのか、というご質問があったと思いますが、その辺りは今後運用の話になってまいりますので、協会内で検討して詰めていきたいと思っております。一旦以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。では、手がたくさん上がっておりますので、全員おっしゃっていただいから進めたいと思います。大阪市の岡本委員、お願いいたします。

岡本委員 大阪市の岡本です。よろしく申し上げます。まず、前回意見を言わせていただいた、絶滅危惧種のことです。前回、マグロについて 100 から獲って 80 食べるけど 20 は残るという論理で大丈夫となるのでしょうかという話を、基本的には絶滅危惧種は使用しないが、様々な例外を設けるということで、それはやはり説明が通るようにすべきではないかと意見を言いました。今回もそこを見ると、資料 9-4 の 34 ページに、絶滅危惧種につい

ては、基本的には使用しないようにする、ただし資源保存や再生産確保など持続可能な利用のための措置が講じられているもの、または完全養殖によるものは使用可能と書かれていますが、これは私の質問への答えになっていませんし、うなぎは完全養殖できないので、うなぎはどれに当たるのか、世界の人に通じるのでしょうか。うなぎは大阪市内でいくらでも食べられますし、なぜ会場で絶滅危惧種を提供するのか。マグロはこれだけ年間生まれてこれだけしか食べずに、残りで増えていくという説明があるが、ウナギは個体数も把握できないと。日本、韓国、中国、台湾で稚魚の池入量を減らすと言っているけれど、元々母数もわからない話です。やはり、例外を書くならば、世界の人にわかるように説明をしてほしいと思います。なぜ絶滅危惧種だと言ってるのに会場で食べることにこだわるのか、私は理解ができませんし、前の質問の答えも返っていないと思います。

それから、パーム油のところも同じで、39 ページに一応 ISPO、MSPO、RSPO があり、別紙内容を確認した上で、原則活用できるとあります。ただ、「3」(5)に「3つの認証と同等のものとして博覧会協会が認める認証スキームによる認証パーム油についても同様に扱うことができる」、つまりこの3つでなくても博覧会協会が認める認証スキームがあって、また認めると書かれています。さらに、「4」では、それ以外にも、農園までのトレーサビリティが確保されており、別紙に従って確認されたものも活用できるとあり、どんどんどんどん広がっている。ここまで広げる話を今まで議論していたかなというのが、「3」を見ると思いました。「3」(5)と「4」に至って、どんどん広がって行っていますが、一体何を言うのか、客観的に説明されていません。また、皆さんおっしゃったように、別紙のところです。特に、児童労働とか強制労働、労働条件確保等について、事業者がどうやって立証するのか、それを客観的にどう評価するのがやはり大事で、RSPO という厳しいものがあって、今回それ以外も含めるのだから、説明が必要ではないかなというのが、ずっと言い続けてきたことですが、やはり思います。

最後に、アニマルウェルフェアについては私も有川さんのおっしゃる通り、せっかく万博という大きな中で日本も進めるチャンスだったのではないかと思います。それを今まで通りの国内事情で全部通っていくのはどうなのかなと思います。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。コメントとして受け止め、後でまとめてのご回答とさせていただきたいと思います。崎田委員、お願いできますか。

崎田委員 ありがとうございます。私は他の部分のコメントですけれど、パブコメでいただいた2番の農産物のご意見について、関係する方はきちんと受け止めてしっかりやっていただきたいという思いがあって、発言させていただきます。農産物の分野では、GAP など世界・日本で色々なシステムがありますが、そういう持続可能な農産物を広げていくということを東京2020大会の時にかなりしっかり行ったのですが、その後、コロナ禍で大変な状況になっている部分もあるため、これから万博を契機にもう1回頑張りましょうというご意見だと思います。非常に大事なお意見だと思いますので、こういう現状をしっかりと関係機関などは調査などしていただいて、しっかりと支えていただき、きちんと広げていただくことが、こういう制度の万博を契機にした良い広がりへのきっかけになるのではないかと思います。事務局の対応案のところには、十分に提供されるように関係者と連携を深めると書いてあります。この通りですが、状況を踏まえしっかり取り組んでいただければありがたいと思い、一言申し上げました。

それで、2つ目のコメントですが、パーム油の認証も、できるだけ色々な仕組みが強化されるようになっていけばいいと思います。今回は、東京2020大会から一歩進んだ流れで、どれだけ基本的な取組みを広げられるかということも大変重要なテーマです。まず日本の様々な事業者さんへの広がり、産出国であるインドネシア、マレーシアでの小規模事業者さんの広がりをしっかりと支援するのを今回の大事なミッションにしたいという、先ほどの国のお話にもありましたが、この流れに賛成したいと思います。こういうところがうまく、しっかりと進んでいくように、良い取組をしている事業者さんを応援するか、そういう情報を発信するか、うまく万博の機会を活用しながら、広がるように支えていただく、あるいは情報発信に努めていただければありがたいと思いました。

最後、食品ロスに関して質問です。今回新しく全部の項目に、食品ロスに配慮して調達をするようにというコメントを1行必ず入れていただきました。これは大きな一歩だと思いますので、ありがたいと思っています。なお、配慮して調達し、実際に終わった時に食品ロス率がどのくらいだったかというデータなどが、それぞれの調達事業者さんに

蓄積されると思います。そういうデータを記録として報告書に書いていただく流れをきちんと作り、現実がどうだったか把握すると共に、もちろん途中でもっとしっかり取り組んだ方がいい事業者さんには、それをしっかりアドバイスできるような流れになればいいと思います。東京 2020 大会の食品ロスに関しては、うまくいったことといかなかったこと、色々ありましたので、今回そういうことを踏まえて一歩も二歩も進めていこうと万博協会の方も考えておられるので、ぜひ応援したいという気持ちで発言しております。その結果が数字として、各サプライヤーや関係事業者が数字できちんと把握をして、万博協会が数字の報告を受けるということ、仕組みとしてうまく作っていただきたいという点が気になりました。よろしくお願いいたします。加賀谷委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。コメントとして承らせていただきます。では門田委員、お願いできますでしょうか。

門田委員 パーム油についてですが、政府の農水省の見解として、3 つの認証を分けないということは理解しますし、国の方針であるということであるならば、致し方ないという面はございます。ただ、前々から申しているように、特に欧米では ISPO と MSPO は認証として認められていません。端から、同列に扱うこと自体、彼らからするとナンセンスです。もちろんアジアから見ると認証ですけれども、認証と認めていない国々が多いのはまず認知していただかなければならないです。それを今回同列に扱っていくということに対する質問が、多分グリーンパスでいっばい出るのだろうと思います。NGO 等、アクティブなヨーロッパ系の団体が多いので、農水省さんが言われたような国の政策とか同列に扱うとか、日本国としてはそうであっても、彼らにとっては関係ないので、そこに対してそのような説明をしても全然ピント外れになるだろうと思います。サステナビリティの面から、ISPO、MSPO というのがどのような理由で採用されたのか、協会としてきちり説明していく責任があるだろうと思います。日本国としての立場ではなく、サステナビリティの立場から見て、なぜこれを使うべきなのかというのは説明しなければならないと思います。1 つあるのは、RSPO は高い目標を持っていますが、彼らはかなり排除の論理があると思います。かなり高いがゆえに、零細農家等は付いていけていません。これもほとんどヨーロッパ的な考え方で、付いてくるものは付いてきていいけど、付いてこれないものは排除するという、SDGs の考え方と相反していて、「誰も取り残さない」という考え方とは違うだろうと、私は常日頃思っていました。そして、ISPO とか MSPO というのは、徐々に良くなっていきます。それは零細農家を守るために国の政策としてやっているの、その辺を評価しているという事は、この規約の中で言う必要はないですが、グリーンパスで攻撃された場合にきちり意志を持って説明するようになれば、論理も通るのかなと思いました。以上です。

加賀谷委員長 はい、アドバイスも含めてありがとうございます。では、富田委員、お願いできますか。

富田委員 ありがとうございます。既に皆さんコメントされたので、重複する部分は端折らせていただきたいとします。まず、今回パブコメに寄せられたご意見を拝見すると、色々なものがあると思いますが、やはりより高いレベルの基準を導入すべきであるというご意見が多いと感じました。当然、今回の万博で調達コードを設けるからには、何も努力をしなくても満たせるものでは意味がないと思います。やはりこの万博を機に、この日本社会が全体として持続可能な方向に動いていく 1 つの大きなきっかけになるということは非常に大事だと思います。そういった意味で、可能な限り高いレベルを目指していくというのは基本スタンスだと思いますが、どうしても調達コードという性格上、最低基準になってしまうというのが問題なところかと思えます。そういう意味では、この調達基準を満たすことは当然ですが、より高いものを達成したものが評価される仕組みを追加的に工夫して入れてはどうかと思いました。例えば、コードの「(7) 取組状況の開示・説明」という条項がありますが、ここはどれだけちゃんと遵守したかということとを述べる、非常に限定的なものかと思えます。そのプラスアルファで、こういったところまで踏み込んだ、さらに踏み込もうとしている、実際ここまでできた、といったようなことを追加的にコミュニケーションできる方向性を持っていくと良いのではないかと思います。当然、中小事業者さんにとってレベルを上げるのはなかなか難しいという面もあるかと思えますので、できることはより高みを目指していただき、それを最終的に万博として公開していくことによって、基準を満たし、さらにプラスアルファでここまでできました、ということを見せられるように工夫した方が良いのではないかと思います。その観点からすると、門田委員がコメントされていましたが、やはり単純にこのコードだけを見ていると、その機微がわからないので、これに加えて解説書など何か参考書を作って、先ほどのご提案だとアニマルウェル

フェアの問題とか、そういったところもより踏み込むとしたらこういった施策があるとか、ISPO、MSPO にしてもやはり小規模農家に対する意味があるとか、そういったところをもう少し解説してあげることで、皆様に理解していただき、より高いレベルにコミットしていただけるような工夫をするというのは一案ではないかと感じました。

加賀谷委員長 ありがとうございます。皆様からのご指摘、全てごもっともなご指摘が多かったと思います。調達コードそのものは先ほどおっしゃったような高い品質基準になっているかどうかというところは別にして、運営に投げているところがございます。そこについて、皆さんやはりかなりご懸念を持たれている部分があると思いますので、しっかりご説明をいただいた方がいいと思うのですが、事務局からそのあたりも含めてご回答いただけますでしょうか。

事務局 加賀谷委員長、ありがとうございます。また、皆様、ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り、運用のところは今後詰めていきたいと思っておりますし、現在東京 2020 大会のように解説書のようなものを作成しているところでございます。今具体的なことを申し上げるのは留めさせていただきますが、ご意見いただいたものを踏まえまして、取り入れていきたいと考えております。

参考資料 9-3 を共有させていただきながらご説明させていただいてもよろしいでしょうか。東京 2020 大会との違いについてご質問・ご意見などもあったと思いますので、改めてこちらの表にしたもので少し補足させていただきたいと思っております。食品ロスにつきましては、崎田委員におっしゃっていただきましたように、調達基準に今回入れているところでございます。その記録化につきましては、この調達ワーキンググループという場ではなく、別途議論の場がございますので、そちらの方で検討させていただければと考えております。全般のところでは富田委員がおっしゃっていただいた高い取組に対する評価の仕組みについては、推奨基準の取組を行うことを宣言した Tier1 は、取組内容・調達状況の公表ということで協会としても考えておりますし、良い取組を行っていただいた事業者さんは協会が表彰することも考えているところでございます。あと何点かございまして、パーム油のところでは、東京 2020 大会から何が変わったのかという指摘もございました。基本的に、今回の大阪・関西万博の調達コードは東京 2020 大会の調達コードをベースにして、そこから追加・削除のご意見を頂戴してきたと考えております。パーム油については、新たに何か緩い項目を設けたということではなく、今回、揚げ油、石鹼・洗剤については義務化しております。東京 2020 大会の時は、パーム油の調達コードもあったのですが、可能な限り優先的に調達ということで、実質上義務扱いではございませんでした。それを今回、ご議論を踏まえまして、揚げ油、石鹼・洗剤については義務化させていただいたところです。もう一点、東京 2020 大会から追加したこととしては、認証油であっても Tier1 が納入事業者等に求められる事項を確認するというので、高橋委員と有川委員からも、ここの運用がどうかというご指摘もございましたので、今後協会の中でも詰めていきたいと考えております。順番が戻りまして、絶滅危惧種についてです。これまでのオリンピック・パラリンピックもしくは万博で個別基準の中で絶滅危惧種に触れたイベントはございませんでした。それを今回、大阪・関西万博では、1 つのレガシーとしてしっかり調達コードの水産物の個別基準に盛り込んだところでございます。ただ、絶滅危惧種については、全て調達してはいけないというものでもないと思っておりますし、完全養殖につきましては、既に技術的に確立されております。大阪・関西万博でも調達していただける可能性もございますので、そういったものを、かなり少数に限ったものだけ認めるという議論の末、決めたとところでございます。以上、簡単ですが、コメントとさせていただきます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。今おっしゃったことは、東京 2020 大会から進展をいただいたポイントがクリアになる一方で、皆様のご懸念点として、それが抜け道のように運営と言われてしまっているところが、やや皆さんにとって不安なのだと思います。そう考えますと、運営方針そのもので今まさに絶滅危惧種のところでおっしゃっていただいたように、かなり認められる範囲が少ないというところだとか、あるいは先ほどのパーム油の話で言えば①から④の基準をどういう形でチェックしていくかとか、そうしたところの詰めをしっかりとやらないと、揚げ油等々は義務化している一方で抜け穴も増えているという批判になりかねない訳です。そう考えると、運営方針の部分はクリアに詰めて、かつ皆さんとしっかりと共有していくことが重要なのかなと思います。

あとは、実態を確認することも重要だと思います。お立場からした時に、国の推奨というのがありまして、門田委員がおっしゃっていたような SDGs は、相互に矛盾する項目があると思います。そうすると、やはりそこは説明

責任が強く問われるところだと思います。その説明責任を果たそうとした時に実態がなく、このような考え方でいうことを言うのは簡単で、むしろ、どういう実態になっているところをちゃんと説明できるようにするなど、あるいは次期のオリンピック・パラリンピックあるいは、万博博覧会が、大阪・関西万博はこういう状態だったから、それをここではこういう形で進化させる、と言いやすい状況を作ってあげるというのも、1つのレガシーだと思います。その意味で、説明責任の果たし方というところもご留意いただいた方がいいと思います。食品ロス率の話も崎田委員もおっしゃいましたが、そうしたところも含めてぜひご検討いただきたいと思います。

私が全部まとめて質問を受けるという形にしてしまったので、かえって淡白なご返答となっている可能性があるのですが、私が言いたいことはこうではないといったことがございましたら、追加でご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。あるいは、今の事務局のお答えの中で、お答えに入っていないところがございましたら、ぜひご指摘いただいて、その点についてもしっかりと全体で共有していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、高橋委員、お願いできますでしょうか。

高橋委員　ご説明ありがとうございます。運用を具体化していくという中で、解説書なども作成されているということだと思います。東京 2020 大会の解説書では、網羅的なグッドプラクティスなどがまとめられていて、普及のためにはすごく有効だと思うのですが、グッドプラクティスをまとめるのと同じく、今回の問題意識として、運用の基準を明確にするべき部分もあると加賀谷委員長からも今お話がありましたので、メリハリをつけていただく、もしくは解説書かももう少し具体的なガイドラインという形で基準のような形にするのか、ぜひうまく考えていただきたいと思います。今は人権でも環境でもガイダンスが出ておりますので、網羅的なものよりはメリハリをつけ、レガシーを明確にするためというところからすると、今の絶滅危惧種に関する取り扱いや人権・環境に関する確認の方法など、まさにここは人権や環境のデュー・ディリジェンスということで、今色々なところでサプライチェーン・バリューチェーンのデュー・ディリジェンスということに関して議論が行われているところです。東京 2020 大会ではあまり具体的になっていない部分がありましたので、ここは博覧会協会として明確にいただければ、それはさらに東京 2020 大会に比べると前進した内容と評価されると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。以上です。

加賀谷委員長　ありがとうございました。事務局、よろしいでしょうか。

事務局　はい、ありがとうございます。

加賀谷委員長　では、山田委員、お願いできますでしょうか。

山田委員　山田です。ありがとうございます。私はこちらのワーキンググループのメンバーと有識者委員会の委員もさせていただいているので、まさに説明責任は非常に重要な議論になると認識しています。多くの先生方がおっしゃられたように、今回は、このコードを遵守しなければ、物が調達できない、物を納入できないわけですが、我々が目指す方向性というものがあります。色々なアイデアを先ほど富田委員などがおっしゃって、加賀谷先生がまとめてくださったのですが、やはりミニマムでこれなのではなく、未来志向の、まさに万博で大きな方向性が示せるコードの目指すところを、解説書等のいくつかの文書候補などで示せるよう、運営の方もきちんとやっていくという、そういった説明もできるセットになった形でこのコードが運用されていくと、色々な意見をくださった方々に対しても説明できまわすし、今後の目指す方向性というのでも示せるのではないのかなと思っています。以上です。

加賀谷委員長　ありがとうございました。事務局、コメントとして、受け止める形でよろしいでしょうか。

事務局　はい、ありがとうございました。

加賀谷委員長　その他、お気づきの点、あるいは追加でコメントされたいポイントはございますか。先ほど事務局からもご説明いただきました通り、我々としてある意味レガシーとして残したいポイント、あるいは東京 2020 大会から進化させたポイントはある一方で、運営方針そのものについては、解説書の作り方にも色々なご意見をいただきました。それも含めて工夫してお進めいただくことにしたいと思います。色々なご意見もあり、今までお伺いした中で反映できている部分、反映できない部分あるかと思いますが、基本的には、総意として大きな方向感を全体として共有できてきたと思います。先程の運営方針の部分を除けばということですが、その意味ではこの方針で進めさせていただきたいと思います。特に追加的にご意見がない場合には、ご意見を踏まえて、私の責任で修正さ

せていただいて、有識者委員会に報告をする形がいいかと思えます。この改定案に基づいてというよりは、先ほどの修正案がいくつか出てくると思えますので、それも含めて修正させていただいて有識者委員会に報告することとさせていただきますと思いますが、お認めいただけますでしょうか。ご意見のある方がいらっしゃれば、是非いただければと思いますがよろしいですか。ありがとうございます。それでは、調達コード改定案につきましては、この案をベースに先ほどの修正を少し加えさせていただいて、有識者委員会に報告することとさせていただきますと思います。

・通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について

加賀谷委員長 それでは次に、通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）について、事務局から資料 9-5 に基づいて説明をいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

事務局 加賀谷委員長、委員の皆様方、ありがとうございます。続きまして、資料 9-5 を基に通報受付対応（グリーンバンス・メカニズム）についてご説明いたします。本日のご説明の内容でございます。まず、前回第 8 回調達ワーキンググループにおける委員の意見及び対応案についてご説明をさせていただきます。次に、本日も確認・ご議論いただきたいメインのポイントになりますが、通報対応アドバイザー会議について、ご提案・ご説明させていただきます。「4」と「5」につきましては、通報受付対応要領及び助言委員会等による助言等に関する要綱の修正点につきまして、前回ワーキンググループからの主な修正点をお示しさせていただいております。最後に、今後の進め方についても簡単にご説明させていただきます。なお、本日のご説明の内容につきましては、資料 9-5 に全て含めているつもりでございますが、関連資料としまして、資料 9-6 及び 9-7 として前回からの修正点を全て見えるようにしたもの、参考資料 9-4 及び 9-5 としてそれぞれ修正点を溶け込ませたものをご用意しておりますので、適宜併せてご参照いただければと思えます。

3 ページでございます。前回第 8 回調達ワーキンググループにおきましては、通報受付対応の在り方に関しまして、通報受付対応要領案及び助言委員会による助言等の手続、運用等に関する要綱につきまして、改めてご確認・ご議論いただいたところでございます。本日は、これまでの調達ワーキンググループにおけるご議論を踏まえた修正点につきまして、改めてご確認・ご議論をお願いしたいと考えてございます。

4 ページ、第 8 回調達ワーキンググループにおける委員の意見及び対応案についてでございます。5 ページ、前回 2 月 10 日に開催いたしました第 8 回調達ワーキンググループにおいて、委員の皆様よりいただいたご意見とそれに対する博覧会協会としての対応案についてまとめてございます。前回ワーキンググループにおきましては、議事進行の関係でこの議題についてご議論いただくお時間が十分に確保できなかったところではございますが、1 件ご意見をいただいております。それが 1 番のご意見でございます。「グリーンバンス・メカニズムについて、大阪・関西万博のレガシーを残すため、東京 2020 大会のいろいろな課題を踏まえて進めていくことも非常に重要。また企業のグリーンバンス・メカニズムにおいても非常に大きな影響を与える」、「助言委員会がどのように役割を果たすのかということについて、個別に議論して意見する機会があればいい」というご意見でございましたので、その後委員に個別にご相談をさせていただく機会を設けまして、ご意見をいただいたところでございます。その際にいただいたご意見を併せて記載させていただいております。それが 2 番のご意見になります。「助言委員が博覧会協会と話しているだけで通報者が納得してくれるかというのがあって、通報者は直接話を聞いてほしいと思うのではないか」、具体的には、「助言委員会の開催等のところに、助言委員会が必要に応じて当事者からの意見等を聴取することができるなどと盛り込めばいいのではないか」というご意見でございました。事実関係の確認を中心に、そういったことについてなされた方がいいのではないかとということで、今回お示ししております助言委員会等による助言等に関する要綱（案）の「5.助言委員会の開催等」において、委員長は、必要と認めるときは、当該処理案件に係る当事者を出席させ、その意見等を聴取することができることを追記しております。前回ワーキンググループでいただいたご意見に関しましては、以上でございます。

6 ページ、引き続き通報対応アドバイザー会議についてでございます。こちらにつきましては、改めてのご提案ということになりますが、少し前回から間も空いておりますので、まず検討経緯を簡単におさらいさせていただけれ

ばと思います。これまでの調達ワーキンググループにおきましては、案件処理のプロセスの初期段階、具体的には、処理開始案件の審査、情報の収集、助言委員会の組成等のところで、処理手続を開始するかどうかの審査・判断につきまして、東京 2020 大会の経験なども踏まえ、主に次のような意見があったところでございます。1 つ目が、処理手続を進めないでいい場合というのを誰がどのように正当性や客観性を持たせて判断するのかについては、通報受付対応要領に追記することも含めて検討してほしいというもので、2 つ目は、手続の初期で誰が判断するのかわかりにくいので、有識者の知見を入れてもいいのではないか、助言委員会とは別の役割ということでもいいかもしれない、というようなご意見をいただいたところでございます。他方で、通報を受け付けた案件ごとに、そのタイミングから助言委員を選定して助言委員会を組成することになると、案件処理のプロセスを円滑に進めるのに少し時間がかかり支障を来す可能性もあるということを懸念しており、前回調達ワーキンググループにおきましては、助言委員会を組成していない段階であっても、中立性・公平性を高める観点から、必要に応じて助言委員会の委員候補者に対して助言を求めることができるという案をお示したところでございます。この点につきまして、前回調達ワーキンググループにおいて十分にご議論いただく時間が取れなかったこともございまして、その後、一部の委員と個別にご相談させていただく機会も設けさせていただきました。そうしましたところ、「最初の審査の段階で助言をしてもらって、また案件ごとの助言委員になるというのは変な感じがするのではないか」、「調達ワーキンググループの委員を使うというのも考えられるかもしれない」、「最初の審査の段階でアドバイザーをするのであれば、個別案件には関与しないというのがいいかもしれない」、というようなご意見をいただいたところです。また、「助言委員候補者につきましては、調達ワーキンググループ委員と重複してはいけないということではないかもしれないが、やはり重複は気になるし、人材に困るほどの状況でもないもので、結果的に棲み分けられるのではないかと考えている」、「アドバイザーを助言委員と別にするというのはいいと思うが、その役割として中立性・公平性ということまで言うかどうかというのは疑問を持った、どちらかと言うと博覧会協会に寄り添う立場で国際規範に照らしてどうかといった専門性を担保することがより重要ではないか」、といったご意見をいただいたところでございます。

以上の検討経緯などを踏まえ、個々の通報案件の処理にあたっては、助言委員会とは別に、調達コードの趣旨を熟知する有識者、これは仮に通報対応アドバイザーとしておりますが、通報対応アドバイザーによる「通報対応アドバイザー会議」を設置することとしたいと考えております。この通報対応アドバイザーの名簿も公表するということにしたいと考えてございます。通報対応アドバイザー会議の所掌事項についてですが、個々の通報案件の処理にあたり、博覧会協会の求めに応じて、博覧会協会が個々の通報案件について処理手続の開始の審査及び助言委員の選定を行うにあたって、博覧会協会に対して助言を行うことなどとしてございます。また、通報対応アドバイザーの選任についてですが、調達コードの趣旨を熟知し、持続可能性に関連する分野について専門的な知識及び経験を有すると認められる者若干名ということにして、調達ワーキンググループの専門的知見に基づく中立的立場からのご推薦をもとに、博覧会協会がこれを委嘱するということにしたいと考えているところでございます。以上、通報案件処理プロセスの初期の段階における正当性・客観性の確保といった観点から、ご説明差し上げた通報対応アドバイザー会議のあり方に関しまして、ご確認・ご意見をお願いしたいと考えてございます。

続きまして、10 ページ、通報受付対応要領の修正点についてでございます。11 ページ以降で、前回調達ワーキンググループにおけるご意見等を踏まえて、ここまでご説明差し上げた内容も含め、通報受付対応要領（案）を修正したものを 11 ページから 24 ページにかけてお示しております。主な修正点は赤字・下線にてお示しております。2 つだけ補足してご説明させていただければと思います。まず、14 ページでございます。1 つ目、「4.実施体制」の「（５）サプライヤー等」というところを赤字・下線にしています。ここに記載されている内容につきましては、前回までにお示した通報受付対応要領（案）に含まれていたままの内容でございますが、通報対応のプロセスにおきましては、サプライヤー等の皆様にもご協力をお願いしていくことが重要な要素となっていることも踏まえまして、前回、13 ページの「（１）博覧会協会」の中に入れて記載されていた内容を別で項目として立てることとしたものでございます。続きまして、17 ページ、2 つ目でございますが、「9.通報の内容」の被通報者に関する情報ということで、「通報者と被通報者との関係」という項目がございます。その例の中に、「従業員」という言葉を

赤字・下線としてございます。これにつきましては、前回まで「社員」という言葉を記載しておりましたところ、より一般的な言葉に置き換えることとしたものでございます。補足の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、25 ページに移動いたします。助言委員会等による助言等に関する要綱の修正点についてです。こちらも同様に、前回調達ワーキンググループにおけるご意見等を踏まえまして、「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応における助言委員会及び通報対応アドバイザー会議による助言等に関する要綱（案）」ということで、少し名前を変えてまた長くなってしまいましたが、修正したものを 26 ページから 36 ページにかけてお示ししております。主な修正点は同じく赤字・下線にしております。通報対応アドバイザー会議に係る内容を新たに反映したというのが中心となっておりますが、こちらにつきましても、その他 2 つ補足して説明させていただければと思います。1 つ目が、32 ページ、「5. 助言委員会の開催等」のところでございます。4 番目のところに、先ほど前回調達ワーキンググループにおける委員のご意見への対応案としてご説明をいたしました通り、委員長は、必要と認めるときは、当該処理案件に係る当事者を出席させ、その意見等を聴取することができるということを追記いたしております。続きまして、34 ページでございます。「7. 通報対応アドバイザー会議の開催等」ということで、会議の開催等に関する事項につきまして、先ほどご説明したものの他に、実務的なことも含めてもう少し詳しく記載しております。基本的には、この会議につきましては、通報対応アドバイザー若干名ということで座長は置かず、会議の招集・議事の進行は、博覧会協会が行うことといたしまして、通報対応アドバイザーに機動性を持って柔軟に助言をいただける形で運営していけるようにしたいと考えているところでございます。これに関する補足の説明についても以上でございます。

最後、37 ページでございます。今後の進め方について、ご説明させていただきます。「持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付対応要領」及び「助言委員会及び通報対応アドバイザー会議による助言等に関する要綱」につきましては、本日のご議論を踏まえて取りまとめをさせていただいて、通報受付窓口の設置・運用を進めてまいりたいと考えてございます。また、もう 1 点、この場でお諮りしたいことがございます。助言委員会の委員候補者と通報対応アドバイザーの人選につきましては、通報受付対応要領に基づき、調達ワーキンググループより専門的知見に基づく中立的立場からご助言いただくこととしているところでございます。この件につきましては、公開とすることによって率直な意見交換が不当に損なわれる恐れがあると考え、公開の会議の場ではなく、今後、各委員に個別に非公開でご意見をお伺いすることとしたいと考えております。この点につきまして、ご同意いただければと考えてございますけれども、ご意見・ご質問などございましたら、この後いただければと思います。なお、次回調達ワーキンググループにおきましては、通報受付対応の実施状況についてもご報告させていただければと考えているところでございます。ご説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

加賀谷委員長 今の説明内容に関して、委員の皆さんからご質問やご意見があればいただけたらと思います。ご発言のある方は挙手をお願いできればと思います。発言の際にはカメラをオンしていただき、終わりましたらカメラをオフしていただくよう、お願いいたします。高橋委員、お願いできますでしょうか。

高橋委員 ありがとうございます。1 点だけ細かい点で恐縮ですが、通報対応要領の「サプライヤー等」のところで、協力することが期待されるという記載があるとご説明いただいたかと思っております。ただ、この期待されるという文言が適切なものか、少しご相談させていただければと思います。つまり、サプライヤー等がこの苦情処理に関して協力することが期待されるというような形なのですが、調達コードの今回の改定案では、担保方法の苦情処理メカニズムの方で、サプライヤーやパビリオン運営主体等は苦情処理メカニズムに関して協力して対応しなければならないという形まで書いていただいております。実際、していただく必要があると思っておりますので、期待されるではなくて、求められるというような形にご修正いただけないか、ご検討いただければと思います。以上です。

加賀谷委員長 ご指摘ありがとうございます。では、志知さん、お願いできますでしょうか。

事務局 ありがとうございます。ご指摘の通りだと思います。通報受付対応要領の記載は前回のままとなりましたが、まさにご指摘の通り調達コード本文に今回追記した内容がございますので、それと表現を合わせるように修正させていただきたいと思っております。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。それでは崎田委員、お願いできますでしょうか。

崎田委員 はい、ありがとうございます。1 点目は、今高橋委員がおっしゃったことと同じことで、やはり私もこのサプライヤーの「期待」という表現は違うのではと感じます。ご意見があったように、調達コードの 18 ページには、協力して対応しなければならないと明確に書いてあり、はっきりした文言で書いた方がいいのではないかと思います。それに関連して、13 ページの「4.実施体制」の「(1) 博覧会協会」の 2 点目のところに、「通報処理の円滑な実施に協力するよう要請する」と書いてあります。要請するよりも、もう少し強めの言葉の方がいいのではないかと感じました。ただ、次のページの先ほどの「期待」というところを、もう少し明確にしていれば、ここはそのままでもいいかとも思います。私は今回の案文を拝見して、通報初期の対応を迅速にするためのアドバイザー会議というのは、すぐに対応を検討する場として通報者には大変納得感のある仕組みだと感じました。なお、その後の処理ですが、これは通報を受けた事業者さんがどれだけ協力してくれるかによって、随分その後の処理に時間がかかる、かからないという影響が結構あるのではないかと気になりました。ある組織のこういう苦情処理機関の委員を何年か担当したことがあるのですが、やはり通報された対象事業者がどれだけ協力するかで進め方も時間も違います。今回の万博は半年間なので、どういう風に進めるのか、少しスピードアップして考えられるよう、かなり明確にイメージを持って進めていただいた方がいいかなと思いました。また、1 点気になったのが 21 ページで、真ん中の 1 番目の項目、最後から 2 行目に、「必要に応じ、現地調査を実施する」と書かれています。先ほどの調達ルールのパーム油で、4 項目について現場でしっかり対応していただくのが大事だけど、どのようにチェックするのかというご意見もありました。その時に考えたのですが、あまり明確に動いていないと思った時に必要なのは、まさに「必要に応じて現地調査を実施する」ということだと思います。現地調査の可能性としては、インドネシアやマレーシアのような現場に行くか、あるいは調査団を送るというようなことが可能性としては出てきますが、これは予算としては数百万円では済まない数千万円の依頼事項になる可能性もあるので、そういう時の予算をどう捻出するのか、内部で予算措置についての考え方も整理しておいていただいた方がいいのではないかと気になりました。よろしく願います。

加賀谷委員長 はい、事務局、お願いいたします。

事務局 はい、ありがとうございます。大きく 4 点あったかと思います。1 点目、2 点目につきましては、先ほど高橋委員からいただいたお話と関連する部分ということで、サプライヤー等の記載を修正させていただくと、協会側の要請という言葉につきましてはそのままでもいいとおっしゃっていただきましたが、もう一度全体の言葉の使い方について確認させていただければと思います。3 点目ですが、事業者さんの協力というのは、崎田委員には前回以前のワーキンググループにおきましてもご意見をいただきまして、その協力というのを、東京 2020 大会の時よりはより明確に入れたところでございます。サプライヤーである事業者様のご協力の状況によって、案件によって少し違いがあるだろうということは、東京 2020 大会や企業様の取組のヒアリングをさせていただいた時にも少し感じていたところでありました。通報につきましても色々な種類があるだろうと想像しております。明確なイメージを持って取り組んでほしいとご意見ございましたが、なかなか経験のないところでもありますが、できるだけ今後運用にあたってはそういったことをしっかり想像力を働かせてやっていきたいと改めて思いました。最後の 4 点目につきましては、非常に難しいところでありまして、やはり通報の内容によっては、調査をしなければ事実確認が難しい事案というのも生じらるだろうと思っております。東京 2020 大会の時の状況も参考にさせていただいて、必要に応じて実施できるところでございます。それに関しまして、ある程度必要な予算というのは、東京 2020 大会の状況も参考にさせていただきながら、一定措置をしているところではございますが、例えば今おっしゃっていただいたように 1 つの調査だけで数千万円という程の予算規模が確保できているかということ、正直に申し上げると、そうではない状況でございます。そこはどれだけ、どういう案件が出てくるかにもよりますので、ある程度想定はしていますが、それ以上に対応が必要になった場合には都度、協会として対応を検討してまいりたいと考えてございます。重要なポイントだと思います。ご指摘ありがとうございました。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。では、富田委員、お願いできますでしょうか。

富田委員 まずはこの通報対応アドバイザー会議を設置するというのは、非常に良い取組だと思います。博覧会協会さんではそういうことはないと思うのですが、独断的に通報を対象外と判断したといったことが起きないために、また東京 2020 大会の時も不当な扱いだった訳ではないと思いますが、やはり適用範囲外みたいな案件が多かったとも思いますので、適用範囲なのか、さらにはコードの違反が疑われるのかどうかというのを客観的な立場から判断するようなチームがあるのは非常に望ましいかと思えます。その上で、アドバイザー会議のアドバイザーの人材プールと助言委員の人材プールがあると思うのですが、やはりこれは独立しておくべきだろうなと思えます。ここはやはり 2 つは目的意識が多分違うと思えますので、分けた方がいいだろうなと思えます。

あと、アドバイザー会議においては 1 名以上という文言があったかと思うのですが、1 名で大丈夫かなという気がしますので、最低複数名はいた方がいいのではないかと感じました。また、アドバイザー会議ですが、初期の手続開始の審査だけでなく、どこまで踏み込むかですが、この手続を開始するか否かということ、助言委員の選定を行うだけということであれば、本当に初期だけで終わってしまうと思えますが、そういう理解でよろしいのか、確認させていただきたいと思えます。

もう 1 点、手続規定の方に、他のメカニズムで紛争処理手続の係争中とかそういったものに関しては受け付けないかもしれないという文言が入っているかと思うのですが、これに関しても、他でやっていたから扱わないのがいいのかというのは、なかなか実は難しいところもありまして、この判断に関して、特に通報対応アドバイザー会議の判断に基づいて決めるのが望ましいと思いました。以上です。

加賀谷委員長 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

事務局 富田委員、ありがとうございました。まず 1 点目、通報対応アドバイザーの人材と助言委員の人材の独立について、ご意見いただいたかと思えます。この点につきましては、富田委員がおっしゃったとおりの方向で考えているところでございます。今日のご説明では十分丁寧にご説明ができておりませんでした、個別に委員からいただいたご意見も踏まえ、少なくとも通報の初期の審査に関わるアドバイザーと、実際に案件処理の中で案件ごとに設置される助言委員会の委員は独立しているべきだというご意見がございましたので、その方向で考えたいと思っております。

2 点目、通報対応アドバイザー会議について「1 名以上」というところですが、通報対応アドバイザー自体は若干名ということで、数名程度の方をお願いをする形ではどうかと考えているところでございます。通報対応アドバイザーが 1 名で十分だということではなく、富田委員からもご意見があったように、複数名はお願いすべきだと考えております。また、複数名をお願いした場合は、個別よりはある程度意見交換も含めて会議でご相談をさせていただく形が望ましいと思っております。そうした場合に、通報対応アドバイザー会議という名前にしたのですが、会議自体は 2 名以上が必ず出席している方がいいのかどうかというのを少し考えた時に、いわゆる議決をしてアドバイスをいただくということではなければ、1 名以上で開催することにしてもいいかなと考えたのが、本日お示した案でございます。この点は、やはり会議自体も必ず 2 名以上いる場の方がいいということであれば、そのような修正も検討したいと思えますので、もう一度富田委員のお考えをお伺いできればと思えます。

先に 3 点目をお答えさせていただきます。通報対応アドバイザー会議を新たに設置することで、全体の仕組みが少し複雑になってきたと正直思っておりますが、色々な課題を踏まえると、個別の通報案件の処理の時に案件ごとに設置する助言委員会とは別の形で相談できる体制があった方がいいというメリットを大きく捉え、このようなご提案を差し上げているところです。その棲み分けにつきましては、基本的には、案件処理をするとなつて助言委員会を設置するとなれば、それ以降の対応は助言委員会にご相談をさせていただくことにしています。繰り返しになりますが、通報対応アドバイザーの所掌につきましては、大きく 2 点ございます。1 つは、最初の通報を受け付けて、処理手続を開始するかどうかという判断のところでご意見をいただくという点。もう 1 つは、助言委員候補者の専門性等を考慮して、どういった方に助言委員になっていただくかをご相談するという点。この 2 点を中心に考えたいと思っております。

最後におっしゃっていただいた4点目、他のメカニズムで手続中の案件についてでございますが、まず前提といたしまして、他の紛争処理メカニズムで手続があっても、それで直ちにこちらでは扱わないということにすべきでないというのは、従前ご意見をいただいているところなので、そうではない形にしているつもりでございます。ただ、具体的にそのような場合でまさにその争点が全く同じであるとかで、こちらのメカニズムの目的に照らして本当に手続を進める意味があるのかというのは、協会を確認し、手続を進めない場合があるというのを明示的にお示しているということでございます。この辺りにつきましても、今ご指摘いただきましたので、少なくとも助言委員会を組成する前については、通報対応アドバイザーに併せてご相談するような形でやっていきたいと思っております。以上でございます。

加賀谷委員長 ありがとうございます。富田委員、大丈夫でしょうか。

富田委員 1人のところですが、通報対応アドバイザー会議など書いてあるので大袈裟な感じがすごくあると思うのですが、通報内容を冷静に見れば、それが適用範囲でコードの規範に違反の可能性があるかどうかというのは、ほぼ瞬時に判断できるものではないかと思っております。逆に言うと、それがよくわからないものは、調査を始めないとわからないので、結局案件として取り扱うことになると思っております。メールベースでも何でもいいので、複数のアドバイザーの意見を聞いた上で判断すべきではないかと思っております。

事務局 ありがとうございます。メールでのご相談も含めてとおっしゃっていただいたと思っておりますが、それも含めて必ず複数の委員のご意見を聞く形を念頭に、表現については少し検討させていただければと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。はい、では山田委員、お願いできますでしょうか。

山田委員 はい、山田です。私は東京2020大会の時に高橋委員と一緒に助言委員候補をやっておりました。ある案件が調達コードに違反している案件として形成されて初めて助言委員が指名され、審査が始まるという仕組みでしたが、振り返ると助言委員会が組成されたのは結局数度しかなかったのですかね。案件として扱うべきものかどうかということの判断は、当時は東京2020大会組織委員会の事務局に全て一任されておりました。今回、通報対応アドバイザー会議というものを置いて、その案件に相当するものなのかアドバイスを求める相手を設置するというのは、非常に良いことだと思います。ただ、その説明責任がすごく問われることになると思います。やはり、それが案件に値するものだったのかということからは、先ほど富田委員が一目瞭然とおっしゃっていましたが、一目瞭然ではないところももちろんある訳で、やっぱりアドバイザーの重みや説明責任は大きくなると感じています。後から振り返ってみると、案件にはならなかったけれども学ぶべきケースが山ほどあり、それを学習の糧としてプールしていく仕組みが別に必要かと思っています。

それから人選に関してですが、東京2020大会の時には助言委員候補の1人に国連のビジネスと人権ワーキンググループのメンバーだったアニタ・ラマサストリーさんが入っていました。やはり万博ですし、パビリオンの運営者も世界各国の方がいらっしゃるの、多様性というのにも必要になってくると思います。事務局の方は大変になるかもしれませんが、助言委員会の構成については外国人の方、国際機関の方、労働者や市民社会グループの方、立場の異なる方々をバランス良く候補としてリストするのが重要かと思っております。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

事務局 山田委員、ありがとうございます。1点目につきましては、説明責任のところはあると思いますので、今おっしゃっていただいたケースを含め、通報を受け付けたものについては、基本的には対応が終わった後には概要を公表することになっているところでございます。もちろん個別案件の個人の情報など特定されて困るものは配慮を加えた上で、今おっしゃっていただいたように、後ほど振り返って学ぶべきケースとして、お役に立つような情報を出せるのであれば、そういうことも意識して情報公開等を行っていきたく思っております。

2点目ですが、これまでもそういったご趣旨のご意見はあったかと思っております。助言委員自体に私たちが期待するものとしましては、1案件にあまり沢山の委員ということではないですけれども、やはり多様な通報が想定されるころ、色々な立場あるいは専門性を持たれている方をリストしておくというのは重要かと思っております。どこまでの多様性を確保すべきか、人数的なこともありますし、人選と併せて委員の方々にご相談をさせていただければと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。では、高橋委員、お願いできますでしょうか。

高橋委員 1点だけ補足で、特に山田委員が1番目でお話した、今までの過去の東京2020大会など色々な経験も踏まえると、皆様が通報に対応した結果をどう開示するのが皆様のグリーンバンス・メカニズム全体の信頼性やサステナビリティに関する取組の信頼性に非常に大きな影響を与えるところで、そこについても、どなたから助言を受けた方が良いのかなと思っております。もちろん助言委員会を組成された後、助言委員の方々にコメントしていただく部分もあるかもしれませんが、そうではない場合もあるかもしれません。また、組成されない結果を公表しなければならないようなケースもあるかもしれません。そこで、通報対応アドバイザーの所掌事項について、富田委員のお話とも似ていますが、1番目と2番目とともに3番目として、今のような通報の対応に関する公表などに関しても必要に応じて助言を行うというようなところも加えていただくことが、1番目と2番目以外の部分で外部のアドバイスを受け、通報の結果について客観性を確保するのに必要な場合があるかもしれないので、少しご検討していただくと良いのかなと思っております。所掌事項をすくなく無制限に広げるという趣旨でなく、様々な案件があると思いますので、その中でケースに応じて必要な事項があるかと思えます。特に重要なポイントとして、私が過去に経験したところで通報の結果をどのように伝えるのか、外部に対して伝えていくのか、また通報者の方々に伝えていくのかというところは非常に重要なポイントになると思いますので、所掌事項に入れていただくと良いのではないかと思います。以上です。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

事務局 高橋委員、ありがとうございます。今ご意見をいただいた点につきましては、通報対応アドバイザーの所掌事項に情報の公表に関する部分も明示的に追加してはどうかということだと思います。その場合に所掌事項全体としてどうなのかはもう少し検討したいと思います。その方向で検討させていただきます。蛇足かもしれませんが、個別案件の処理につきましては、助言委員会が組成されてからは助言委員会の助言を聞きながら進めまして、その結果の公表にあたっては、どこまでの情報を出すのが良いのかについて、積極的に情報開示すべきという観点と、ここまでの情報を出してしまうと良くないのではないのかという観点も含め、助言委員会にご意見を聞くことも想定しておりました。また、情報公開する内容につきましては、基本的には通報受付対応の状況として、こちらの調達ワーキンググループにおきましても、できれば途中経過も含めてご報告差し上げて、博覧会協会のホームページ等で公開する形が取れないかと考えております。個別案件の中身を知らないという意見もしづらいという意味で今のご指摘があったのかとも思いますが、全体の役割も含めて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。私の方から考えただけお伺いしたいのですが、通報対応アドバイザーの役割に関しては、皆さんがおっしゃる通り、事務局で個々の案件を助言委員会に回すべき、処理すべきかどうか判断するのはかなりハードルが高いことなので相談相手が必要であるというお話はよく分かります。一方で、どういう案件を扱うかの説明責任を通報対応アドバイザーに求めると、それなりのステータスにしないとまずいのではないのかという気もしますけれども、事務局としてはどちらを考えていらっしゃるのか、あるいはそれらを包含してこのような考え方でやっているといった考えなのかが気になっていて、考え方の整理を教えてくださいませんか。

事務局 ありがとうございます。加賀谷委員長からおっしゃっていただいたことのお答えになっているか分かりませんが、まずこれまでの議論の中で特に通報処理の初期のところ、博覧会協会の中だけで審査・判断すると想定されていた部分にも有識者の方が関与していただける形を取ることが大事だと思っております。担当としましてはざっくり言えば、相談相手が欲しいということでもあるかと思っております。先ほど山田委員や加賀谷委員長からご指摘いただきましたように、いずれにしても説明責任というのはやはり重要になってくると思っております。当然、判断する者は博覧会協会であると考えておりますので、私どもとして説明責任を尽くします。ただその時には有識者のご意見もしっかり聞いた上で、ということになりますので、その責任と一緒に背負っていただくということになると考えております。そういう意味では、先ほどおっしゃったステータスというのがお立場という意味であれば、

外から見ではっきりしない相談相手というよりは、要綱に基づいて通報対応アドバイザーの委嘱の手続もさせていただいて、所掌範囲も明確にして引き受けていただける方をお願いしたいと考えてございます。

加賀谷委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。お気づきの点、ございますでしょうか。富田委員、お願いいたします。

富田委員 今回の点に関してですが、通報対応アドバイザーは、案件に関して判断を下すにあたってアドバイスをした人がこの人とこの人ですというような形で開示されるのか、そしてアドバイザーのそれぞれがどう判断したかといった、どこまで透明化できるのかというのはポイントのような気がしました。今のご説明からは、最終的には協会が判断すると理解しましたが、例えばこのアドバイザーが3人いて1人は扱うべきと言って、残り2人が扱わなくても良いのではないかと言ったとか、その辺りが見えてこない信頼性みたいにはなっていないのかなと思いました。それは加賀谷委員長が言われたステータスみたいなのところかもしれませんが、どこまで明確化していくのかというのがポイントになってくるかなとは思いました。

加賀谷委員長 建て付けをきっちりしようとすればする程、フレキシビリティが落ちる側面もありますので、そこをどうバランス取るかです。事務局から、何かございますか。

事務局 ありがとうございます。今ご指摘を受けてすごく悩んでいたのも、引き続きご相談させていただければと思います。今日のご提案までに私どもで考えていたこととしては、東京2020大会の時の助言委員会の場合は1名ないし3名で、助言について決議するというような、ある程度意見が分かれても1つの意見を定めるような運用手続を定めていたということで、私どもも助言委員会については同じように考えているところでございます。通報対応アドバイザー会議につきましては、富田委員がおっしゃったような状況になった時にどうするのかというのは非常に難しいと思いますが、こちらの性質を考えた場合には、決議という形をとるよりは、それを定めずにご相談する形が良いのではないかとというのが、今の私どもの考えでございます。ただ、引き受けていただく方には、そこははっきりすべきではないかといったご意見もあろうかと思っておりますので、引き続き気を付けながら検討を進めたいと思います。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。この他、いかがでしょうか。よろしいですかね。はい、ありがとうございます。今ご議論いただきました通り、通報受付対応の助言委員会の候補者などにつきましては、通報受付対応要領に基づきまして、その人選にあたって調達ワーキンググループの意見を聞くことになっております。一方で、事務局の方からは公開とすることによりかえって率直な意見交換が損なわれるということもございまして、公開の会議の場ではなく、今後各委員に個別に非公開で意見をお聞きしたいというご説明がございました。委員の皆様のご同意をいただきましたらそのように進めることにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異論のある方は、ぜひコメントいただければと思います。よろしいですかね。はい、ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきたいと思っております。今後、事務局の方から各委員にご連絡がいくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

・その他（今後のスケジュール等）

加賀谷委員長 では、次に調達コードに関する今後のスケジュールにつきまして、事務局から資料9-8に基づきまして説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 博覧会協会の岩田です。それでは、議題3番目の今後のスケジュールにつきまして、資料9-8により説明をいたします。ここでは、大阪・関西万博の現在の状況と今後の調達コードの主な取組について説明いたします。

まず、今示しております資料1ページで、大阪・関西万博の現在の状況について紹介いたします。1点目の起工式について、紹介いたします。大阪・関西万博の開幕2年前にあたります2023年4月13日に博覧会会場で起工式を実施いたしました。当日は、岸田首相をはじめ政府関係者や議員、知事・市長のほか、公式参加国から255名の方に出席いただきました。また、4月から公式参加国や民間パビリオン出展者への敷地の引き渡しを行うとともに、会場建設工事を本格化していきます。これに伴いまして、調達コードの個別基準の対象となる木材を使用した建設工事が順次開始されるものと想定しています。次に2点目としまして、インターナシヨナ

ルプランニングミーティング（IPM）の開催について紹介いたします。大阪・関西万博の参加を招請した国・地域や国際機関を対象にした IPM をこれまで 昨年 10 月と今年 6 月の 2 回開催しております。下の写真にコメントを付けていますが、2022 年 10 月はタイプ A の参加国、2023 年 6 月はタイプ B・C の参加国を対象に開催いたしました。そこで、万博開催に向けた各事業の取り組み状況について説明し、その中で調達コードの概要についても紹介しております。続いて 2 ページで、テーマウィークについて紹介いたします。まずテーマウィークとは、世界中の国々が半年間の長きに渡り同じ場所に集うという万博の特性を活かし、地球規模の課題の解決に向けて英知を持ち寄り、対話による解決策を探る取り組みです。1 週間ごとに地球的課題をテーマに設定しまして主催者だけでなく公式参加国、政府、自治体、出展企業などの万博参加者、および全国の自治体や産業界などが集まりまして解決策を話し合う対話プログラムと行動のためのビジネス交流などを実施いたします。このテーマ設定の考え方としては、大阪・関西万博の 3 つのサブテーマから地球的規模の課題を幅広く対象としてテーマ構成を設定しています。この下に記載しておりますように、3 つのサブテーマ「いのちを救う」、「いのちに力を与える」、「いのちをつなぐ」という観点から、それぞれ「人と地球上の生命を脅かす課題」、「誰もが幸福で豊かな生活を送るための課題」、「社会を豊かにするための課題」という課題を設定しております。次のページでテーマ構成を表にしています。表の左側の分類にありますように、先ほど紹介しました 3 つの課題とメインテーマであります「いのち輝く未来社会のデザイン」、それぞれについてテーマを設定し、話し合います。議論の方向性を示すためにテーマに問いを設定し、またテーマ領域として具体的なキーワードを示しております。

続きまして 4 ページで、今後 2023 年度から万博閉幕となる 2025 年度までの調達コードに関する主な取組について、説明いたします。大きく以下の 3 点としています。1 点目、調達コードの改定としまして、本日まで審議いただきました調達コード改定案を持続可能性に配慮した調達コード（第 2 版）として公表いたします。それ以降は見直しが必要かどうかについて検討しまして、例えば調達コードを実際に運用する中で実態に合わないなど見直しが必要となりましたら、調達コードを改定するとしています。2 点目、調達コードの遵守状況の確認・モニタリングとしまして、調達コードの遵守状況の確認などを目的とした事業者ヒアリングを計画しています。万博の調達に関わる事業者からリスクの高さなどにより対象を選定して事業者ヒアリングを実施し、調達コードに関する取組状況などを確認します。また、確認した結果により必要であれば、改善や取組の充実を求めることとしています。3 点目、通報受付対応といたしまして、本日まで審議いただきました通報受付対応の内容に基づきまして、通報受付窓口を設置し、調達コードの不遵守に関する通報を受け付け、適切に対応するとしています。この内 2 点目の調達コードの遵守状況と確認・モニタリングにつきまして、次のページで具体的に説明いたします。5 ページで、調達コードの遵守状況の確認・モニタリングについて、年度別の実施内容を記載しています。まず基本的な考え方としては、大阪・関西万博のその時点の状況に応じた事業者ヒアリングを行うということを考えております。ヒアリングの対象としましては、まず個別基準の対象となる事業者、個別基準というのは義務となる内容が多いことにより個別基準の遵守が厳しいものになりますので、その個別基準の対象となる事業者は重点的にヒアリングを行いたいと考えております。また、ライセンス商品は万博ロゴなどが入っていますので、何か問題が発生した時に大きな影響があると考えており、ライセンス商品の製造・販売に関わる事業者はその遵守状況の確認をしたいと考えております。表で書いております 2023 年度ですが、まず万博の状況としましては、先ほどご紹介いたしました通りパビリオンの敷地の引き渡しを実施し、建設工事が開始していくタイミングですので、ここでは主に個別基準の木材に関わる事業者、これは主に建設工事を想定しておりますが、建設工事に関わるような木材を調達する事業者に対するヒアリング、また、万博公式ライセンス商品の販売も開始しているところですので、ライセンス商品の製造・販売に関わる事業者に対しまして、優先順位をつけて対象を選定してヒアリングをすることを考えております。次に 2024 年度ですが、催事の参加者や内容が決まる見込みであること、また飲食店や物販など営業参加の参加者が決定する見込みとと考えておりますので、この時点で、万博での食品の提供について事業者や内容が決定するタイミングと見ております。ヒアリング対象としては、主に食品に関する個別基準となる農・畜・水産物、パーム油の調達に関わる事業者から選定してヒアリングを実施することを考えております。一番下の 2025 年度につき

ましては、万博開催期間中でございますので、主に万博会場で確認できる事項としまして、例えば出展内容と事前の計画が違っていないかどうかといったことを確認いたしまして、その結果必要であれば、事業者に対するヒアリングを実施することを考えております。この表の下に 2023 年度、今年度の実施内容について改めて記載しております。まず上で述べましたように、木材の調達に関わる事業者を対象と考えておりまして、その優先順位をつける考え方としまして規模が大きい事業というのは調達量も多くなりますし、また何か問題が発生した時に影響が大きくなると考えておりますので、この規模を測る指標としまして、例えば契約金額の大きさというものを考えております。また、その事業者のリスクの高さを評価する必要があると思っております、事業者から事前に持続可能性に関するチェックシートを提出していただいておりますので、そこでリスクの高い恐れがある回答があったもの、例えば製造所所在国にリスクが懸念される国が含まれるといった回答がある場合、そういったところを優先して対象を選定することを考えております。また、同じく公式ライセンス商品につきましても、やはり何かあった時にリスクが考えられるということで、それらの事業者を対象にヒアリングを予定しております。上で述べましたように、今年度のヒアリングの実施結果については、次回、2024 年 2 月頃開催を予定しております第 10 回調達ワーキンググループで報告を予定しております。この資料についての説明は以上でございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、ご意見あるいはコメントございましたら、ぜひお願いしたいと思います。では、崎田委員お願いいたします。

崎田委員 はい、ありがとうございます。今ご説明いただきまして、これから徐々に色々なことが具体化することがよく分かってまいりました。最後のページで調達コードが遵守されているか確認・モニタリングを実施するとあります。これはしっかり進めていただきたいのですが、モニタリングの手前で、契約した段階で契約先の事業者さんに持続可能性分野の研修をするなど、万博は今回こういう配慮を徹底して考えているということをきちんと伝えるという作業が一段階大事ではないかと思っております。そういうことに関しては、どのように準備をされているのか、どのような流れになっているのか教えていただければありがたいと思っております。加賀谷委員長 事務局、お願いいたします。

事務局 崎田委員、ありがとうございます。先ほどおっしゃったことは、まさにその通りと思っております。事業者に対しましては、既に契約も始まっておりますので、まず個別に質問のあったところへ対応するということは現在もやっております、継続して実施したいと思っております。また、これからとしましては、今具体的に計画している訳ではないですが、事業者に対する説明会なども必要に応じて実施したいと思っております。先ほどから議論に出ております解説書を作っておりますので、解説書を公表するとともに説明も必要になってくると思っております。そのタイミング・時期を見計らい、事業者を対象にした説明会を実施していくことも考えているところでございます。

崎田委員 ありがとうございます。主催者が国といったところだとそれなりに色々な規範をお持ちかもしれませんが、契約先が小規模事業者になってくると、一度お話をするとか解説書、あるいは研修などが必要になるということも考えられますので、ぜひよろしくお願したいと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。それでは富田委員、お願いできますでしょうか。

富田委員 最後の記載のところ、事業者ヒアリングを実施されること自体は非常に重要なことですのでやっていたいただければと思いますが、それ以外に何かあるのかというのが少し気になりました。仮にヒアリングだけだと、ヒアリングは話だけなので、記録がきちんと残っているかどうかということでは問題があるかと思っております。既に一部事業者さんとの契約が済んでいるとも聞かえたのですが、例えば木材であれば、本来その事業者さんがどれぐらいの割合でどういう認証木材を使うかという計画のようなものを事前に確認した上で入札などしてその事業者と契約すべきではないかと思っております。ライセンス商品は色々あるかと思っておりますが、例えばぬいぐるみのようなものを仮定した時、その製造工程が人権に配慮しているかどうかをどのように確認するかみたいなのをきちんと書面で取っていかないと、大丈夫なはずということになり、何も確認していないことになると思っておりますので、どこまで記録に残る形での手続きがされつつあるのか、教えていただけますでしょうか。

加賀谷委員長 事務局、お願いします。

事務局 富田委員、ありがとうございます。今のことも非常に重要だと思っております。記録に残すことにつきましては、調達コードで記録を残すように定めております。あとはそれを確認・モニタリングする中で、そういうことも我々の方から監査などで確認できるようにはしております。それを具体的にどう実施していくかというのが大事だと思っております。これから考えていきたいと思っております。今のところ、事前に誓約書やチェックシートを出してもらい、取り組みますという宣言をしていただいている状況です。それをどうやって確認していくかというところを、この確認・モニタリングと書きましたものとも合わせてとなりますが、事業者への確認の中で我々でも検討したいと改めて思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。今の富田委員のお話に若干関係しますが、先ほど調達コードの案を考えるにあたって、運営に委ねる側面がかなり大きいというご指摘を皆様からいただいていると思います。その運営の仕方として、先ほど申し上げた通り、もちろん基準値として高いものを出すのが理想ですけれどもそうではない部分については、ちゃんと記録を残すとか、あるいは説明責任を果たさせることで、そうしたことに則っているかどうかを事業者者に意識をさせるというポイントが非常に重要であると議論にあがったと思います。その意味では、今はこうやっていただこうとしているモニタリングとかこの契約の段階での情報収集みたいなプロセスがすごく重要だと思いますので、ぜひ運営の中に組み込んで確認をしていただければと思います。高橋委員、お願いできますでしょうか。

高橋委員 富田委員や加賀谷委員長の話とも少し重複する部分はあるかと思いますが、今回の調達コードというのはサプライヤーに対してはある意味では人権や環境に関するデュー・ディリジェンスを踏まえた形でこのコードを遵守するような形の内容というのが大きな枠組みになっていると思うのですが、このような人権や環境に関するデュー・ディリジェンスを行うのはサプライヤーだけでなく、協会もだと思っています。最初のステップとしてチェックリストを回収されるということなので、もしチェックリストの結果で、リスクが一定の高いサプライヤー等が見つければそこに追加調査をしていくというようなことも一つの方法かと思うのですが、多くの実務ではなかなかそのチェックリストだけではより正確・客観的な情報を得ることが難しいというケースもあろうかと思えます。そういう中で、協会として特にどの調達物品や調達の内容に関して調達コードの不遵守、つまりは人権や環境、さらにそれ以外のサステナビリティに関するリスクが高いのかというところを評価していただいた上で、特に高いリスクや今までの万博や様々な日本企業の中での色々なリスク評価も参考にさせていただくと、ある程度絞れると思うので、そこについて重点的にしっかりとチェックする、モニタリングをしていくといった、メリハリを持ってチェックをしていただくこともぜひご検討していただいても良いのではないかと思います。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

事務局 高橋先生、ありがとうございます。今おっしゃったことはまさにその通りと思っております。今我々の方でも確認・モニタリングをする対象を選定する中で、チェックリストの回答の中でリスクが高そうなところを優先的に選んでいくということも先ほど説明いたしました。考え方として、その回答内容に対して点数付けをしてその点数の高いところから行く、あるいは点数と関係なく、個別に中身を見てこれはリスクが高そうだと判断してそこには重点的に行くとか、そういうやり方も含めてこの確認・モニタリングにいくところの選定方法を考えております。今の高橋委員のご意見も参考にしながら、この対象の選定方法についても考えたいと思っております。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。有川委員、お願いできますでしょうか。

有川委員 はい、ありがとうございます。確認の方法のところはやはり難しいなと思えますし、とても重要なところだろうなと思えます。パーム油の別紙のところでもコメントさせていただきましたけれども、例えば別紙の②で、希少な動植物が存在する場合は保全をしていること、というのがあります。例えば東京 2020 大会の時は、希少な植物はいないのでこれは必要ありませんというような回答もあったと聞きます。考えてみれば当たり前ですが、動物は移動しますので、いる・いないという判断が分かれてしまっていたそうです。NGO からすると、移動したためにその時はそこにいなかったかもしれないけれど、十分生息範囲になるだろうと考えますが、その事業者さんからすると、調べたけれどいなかったという回答になります。この点、どのように判断していくのか、非常に難しいところかなと思います。テクニカルなところ、あとは科学に基づいてきちんとやるところ、本当に専門家の知見が必要になってくるところかなと思います。私もここで確認できると言える解を持ち合わせていませんが、特にパーム油のところでもコメント差し上げまし

たが、別紙のところの1つずつ、何を持って確かに存在する・存在しない、保全措置がされている・されていない、人権のところでは実態は違うということもよく聞きますが、特に途上国で労働権が確保されています、ちゃんと団体交渉権が確保されています、といったところを何をもってどうやって確認するのかというところ、知見を持つ専門家の皆さんと話し合っただけで詰めていただければと思います。

加賀谷委員長 ありがとうございます。事務局から何かございますでしょうか。

事務局 有川委員、ありがとうございます。今おっしゃったことはまさにその通りだと思っておりますが、難しさも十分あると思っておりますので、その辺は色々検討しながら良い方法はないか模索しながら進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございます。崎田委員、お願いできますでしょうか。

崎田委員 1つ伺いたいのですが、今お話いただいた資料の最初にテーマウィークについて色々書かれています。調達に関しては1つのテーマに限られた話ではありませんが、今協会では調達に関するものはどの分野で発信しようと考えておられるのか、教えていただければありがたいと思います。例えば、食と暮らしの未来ウィークはかなり関わるように思うのですが、今特に何か調達の分野で、このウィークでしっかりとシンポジウムをやろうと思っているとか、特にお考えになっていることがありましたら教えていただければと思います。

加賀谷委員長 事務局、お願いいたします。

事務局 持続可能性部長の永見でございます。ご質問の件、まだ議論を始めたばかりのところですので、食は始めましたけれども、始まっていないのもあり、環境のところも始まっていないところがあります。中心は食と環境のところかなと思っておりますので、やはり調達に限らず、温室効果ガスについてもサプライチェーン、バリューチェーンというのは非常に重視されているところですのでうまく織り込んでいくように考えたいと思います。少なくとも、食と環境については、協会内のワーキンググループのような中に私が入っておりますので、そこには反映させていきたいと思っておりますし、必要に応じて、ご相談差し上げたいと思います。

崎田委員 ありがとうございます。日本中から、あるいは世界中から色々な方が期待感を持って集まってきてくださるような形で、うまく情報交流ができればいいなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

加賀谷委員長 はい、ありがとうございました。皆様から大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。議事内容そのものも含めてしっかりと参照させていただいた上で、先ほど申し上げた調達コードの原案につきましては委員長預かりにさせていただいておりますので、委員長預かりとさせていただいたものにつきましては出させていただきます。活発なご議論をいただきありがとうございました。

以上